

山梨県公報

第三百九十号

令和五年

六月二十九日

木曜日

目次

告示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………四三五

○建築基準法に基づく道路位置指定……………四三五

公告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………四三五

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………四三六

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四五五

告示

山梨県告示第七十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和五年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲斐中央線	甲斐市中下条字三味堂九四九番六地先から 甲斐市大下条字御岳田九六八番三地先まで

山梨県告示第七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定の年月日 令和五年六月二十日

二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町船津字中恋路二千五十八番九

三 指定道路の幅員 五・〇メートル

四 指定道路の延長 八〇・二〇メートル

公告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和五年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和五年六月十三日

二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
株式会社ラクト	上野原市上野原三千五百八十四	あいらく鶴川宿	上野原市鶴川八十九	通所介護	一九七二〇〇〇四〇八

三 処分内容及び期間

1 処分の内容

平成三十年六月二十九日付け山梨県指令富東福第三千百十四号の指定に係る事業所により行われる新規利用者へのサービス提供について指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。

2 期間

令和五年七月一日から同年十二月三十一日まで

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年六月二十九日

山梨県監査委員 小林 厚
 小 泉 久 司
 同 卯 月 政 人
 同 宮 本 秀 憲

1 定例監査（令和4年度下期分）

（1）監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和5年2月24日発行（山梨県公報号外第9号）山梨県監査委員告示第2号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月8日、令和5年1月12日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（給与1）	1）（発生原因の検証結果） 通知等の必要な処理について、十分な事務引継ぎがなされておらず、事務担当者が処理の必要性を認識していなかった。 （今後の対応策等） 指導事項に係る通知等については知念済。今後は、毎年6月の現況届提出時にあわせて、当該年度末に支給終了となる受給者の台帳等に注意書きを付記しておくことにより、支給終了時の処理について確実に引継ぎを行い、再発防止に努める。

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月25日、令和5年1月19日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）2件（給与2）	1）、2）（発生原因の検証結果） 週休日の振替の際の時間外勤務手当や夜間勤務手当の取扱いについて、制度の把握及びチェックが不十分であった。 1）、2）（今後の対応策等） 令和5年1月分の給与で、過大支給分については減額調整するとともに、未支給分については追加支給を行った。 今後は、手当に係る制度を改めて確認するとともに、担当者及び次長でダブルチェックすることにより再発防止に努める。
監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月28日、10月26日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（収入1）	1）ー①（発生原因の検証結果）
1）行政文書の写しの交付に係る現金収納事	

務において、次のとおり不備があった。	事務担当者に現金収収月計表作成の認識がなかったため。 (今後の対応策等) 作成されていなかった現金収収月計表を作成するとともに、担当者の業務フローへ現金収収月計表作成を追加し、確実に引継ぎを行うこととした。
①現金出納簿は財務規則第44条第5項の規定により現金収収月計表を付して月別に編集しなければならぬとされているが、現金収収月計表が作成されていなかった。	
②現金領収簿の書損の用紙は、簿冊その箇所に残しておかなくてはならないとされているが、4枚複写のうち、現金領収書原簿以外の3枚について、簿冊に残されていないものがあった。	1) ー ② (発生原因の検証結果) 誤って書損の複写用紙を廃棄したため。 (今後の対応策等) 複数名いる業務担当者へ、書損用紙の全てを簿冊へ残して保管するよう、再度周知した。

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月16日、10月26日

監査の結果

(指導事項) 2件 (給与2)

1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。

②同一週内に振替ができなかったが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えていないとされていたが、当該祝日を別の週に代休日を指定し勤務したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えており、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。

③月60時間超の時間外勤務に係る実績の集計において、週38時間45分を超えた部分の勤務実績を誤ったまま計算したため、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当が過大・過少に支給されているものがあった。

④人事給与システムへの入力に誤りがあった。

講じた措置

1) (発生原因の検証結果)
1) の①～③については、当該職員が属する所属及びセンターにおける制度の認識不足に伴う確認漏れが重なったことが直接的な原因ではあるが、新型コロナウイルス感染症への対応のため週休日等における勤務が顕著したことにより、多くの職員の振替・代休の取得が月や週を超えて行われるケースが増え、勤務形態が複雑化したことや、集中庶務であるが故に期日までに多くの職員の勤務実績を確認しなければならぬ中において、当該超過勤務に係る確認作業が自動ではなく、すべて手作業で行わなければならない煩雑な状況であることも、当該事業発生を誘発した一因であると考え。④については、①～③により派生的に生じたものであるため、原因は①～③と同様であると考え。
(今後の対応策等)
・正しい支給額を算出するため、対象となる所属に対して職員の勤務実績の再精査を依頼した。
・再精査の結果を当センターによるダブルチェック後、対象となる職員と金額を確定し、それぞれ所定の手続きにより返還し追加支給に係る処理を速やかに完了した。
・今後同様の誤りが生じないよう、センター内及び集中庶務に係る対象所属の総務事務担当者等に対し、今回の復命事項の情報共有とチェック体制の強化について

り、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあった。	周知・依頼を行った。
2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。	2) (発生原因の検証結果) 現金支給を行わなければならない日を失念していたため。 (今後の対応策等) 通知に基づいた適切な運用となるよう担当・上司間でスケジュールを共有し、処理漏れのないように留意している。

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月15日、9月21日、10月26日

監査の結果

(指導事項) 2件 (給与2)

1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。

講じた措置

1) ー ① (発生原因の検証結果)
集中庶務対象所属において週休日の同一週以外への振替手続きが数日から数週間後に行われた複数の事案について、当所属への報告が行われておらず、担当者が振替の把握できなかった。
(今後の対応策等)
集中庶務対象所属の命令権者及び事務担当者に対し制度の周知を図ったほか、「振替代休個人集計表」を毎月必ず当所属に報告するよう依頼し、勤務と振替の状況について、相互の所属の複数職員により精査・確認することとした。
なお、時間外勤務手当については追加支給を行った。

1) ー ② (発生原因の検証結果)
誤って支給した1件については、週休日に勤務を行った同一週内に休日があり支給の対象外であることを、集中庶務対象所属及び当所属が共に失念した。
(今後の対応策等)
集中庶務対象所属の命令権者及び事務担当者、当所属の事務担当者に対し制度の周知徹底を図ったほか、休日がある週の週休日の勤務について、提出された「振替代休個人集計表」と併せ、相互の所属の複数職員により精査・確認することとした。
なお、誤って支給された時間外勤務手当についてはいれい入処理を行った。

③振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。

<p>2) 2日にまたがる週休日の勤務において、週休日の振替に不適切な処理があったことにより、当該勤務に係る時間外勤務手当及び夜間勤務手当が支給されていたかった。</p>	<p>て2か月後に行われた当該週休日の別の4時間勤務の振替手続きについて当所属への報告が行われておらず、担当者が振替の状況を把握できなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 集中庶務対象所属の命令権者及び事務担当者に対し制度の周知を図ったほか、「振替代休個人集計表」を毎月必ず当所属に報告するよう依頼し、勤務と振替の状況について、相互の所属の複数職員により精査・確認することとした。</p> <p>なお、支給区分の誤りについてはシステム上で手当額の修正を行い、過大に支給された手当についてははい入処理を行った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 土曜日深夜から日曜日午前中までの災害配備勤務について、集中庶務対象所属において振替制度の認識不足により、2日にまたがる勤務時間の全てを振替処理してしまったが、当所属への報告が行われておらず、担当者が振替の状況を把握できなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 集中庶務対象所属の命令権者及び事務担当者に対して制度の周知を図ったほか、「振替代休個人集計表」を毎月必ず当所属に報告するよう依頼し、土日にまたがる勤務の取扱について、相互の所属の複数職員により精査・確認することとした。</p>
<p>監査対象機関 県民生活部 富士・東部地域県民センター</p> <p>監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月</p> <p>監査実施日 令和4年11月22日、令和5年1月26日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p>(指導事項) 4件 (収入1、給与1、契約2) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 132,446円</p> <p>2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 過払金が発生した直後から自宅訪問を定期的に行い、督促を行っている。 本人への納入指導を行う中で延滞金に開する資料を渡したところ、納付書により自ら銀行に出向き支払うようになった。令和4年12月には「債務承認及び分割納付誓約書」が提出され、12月・1月分(各月3,000円)は誓約どおり納付されている。今後も返納状況を注視しながら、必要に応じて自宅訪問を行うなどして、粘り強く収入未済解消に向け取組を行っていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当の集計時に、週休日の振替</p>

<p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていたものがあった。</p> <p>②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えられた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。</p>	<p>を同一週内に行っているかどうかを確認した上でシステムに手入力すべきところ、新型コロナウイルスに伴い、保健所への応援勤務をする職員が多数おり、振替の対象となる勤務が頻発したことにより、チェックをすり抜けてしまった。</p> <p>(今後の対応策等) 時間外勤務手当の不足額について、12月の当該職員の給与支給時に支給を行った。また、過払額について、12月の当該職員の給与支給時に調整により徴収を行った。</p> <p>①各所属の次長や庶務担当者と情報を共有し、職員への週休日の振替についての事務に誤りがないよう改めて周知する。</p> <p>②支給事務を行う県民センターにおいて、チェック表を活用した複数職員による確認を徹底する。</p>
<p>3) 燃料地下タンク及び地下埋設配管の漏洩検査点検業務委託契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①契約書第1条に定める仕様書が添付されていないかった。</p> <p>②契約書第2条において、受託者は技術上の管理をする業務主任技術者を定めて県に通知するものとされているが、履行されていないかった。</p> <p>③遅延利息に関する事項が記載されていないかった。</p> <p>4) 産業廃棄物収集・運搬・処理業務委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。</p>	<p>3) (発生原因の検証結果) 作成した契約書の確認不足、契約書の記載内容について十分に把握できていなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 再発防止策として、出納局作成の契約書標準様式を活用することを原則とし、契約書に支払い時期等の必要事項が記載されているか、仕様書等の必要書類が添付されているか複数職員により確認するとともに、契約書に沿って手続きを進めるよう担当職員を指導する。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 関係法令に対する理解が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等) 再発防止策として、環境・エネルギー部や出納局といった関係部局に確認するなかで、法令で定められた事項を含んだ契約書を作成することとし、担当職員に関係法令に関する理解を深めるよう指導する。</p>
<p>監査対象機関 総務部 職員研修所</p> <p>監査対象期間 令和3年9月～令和4年9月</p> <p>監査実施日 令和4年12月6日</p> <p>監査の結果 講じた措置</p>	<p>(指導事項) 1件 (給与1) 1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 同一週休日に振替と時間外勤務がある場合、振替の申請後に時間外勤務の申請を行わなければならない、時間外勤務手当が正しい支給区分で登録されない。支給区分の誤りについては、</p>

集計時に支給区分を手入力で修正しなければならぬところ、担当者の認識不足及び関係職員の確認不足により、事務を失念してしまつたことが原因である。
 (今後の対応策等)
 直ちにシステム上で支給区分の修正を行い、過払い額については、過年度分は入処理し、令和4年度分は2月分給与支給時に調整により徴収を行った。
 今後は、時間外勤務手当に関する事務手続が適切に行われるよう、職員に申請手続きの周知を図るとともに、所内回覧時のチェック事項として複数名での確認を徹底することに加え、手当確認においても確認する機会を設けることで再発防止に努める。

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月24日、令和5年1月26日

監査の結果
 (指導事項) 3件(収入1、給与2)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

科目	令和3年度実績	令和4年度実績
可換債 借入金	6,439	442,099,667
借入金	551,606,151	13,916,427
借入金	13,916,427	10,376,291
借入金	36,061,130	10,413,020
借入金	52,322,849	39,180,241
借入金	48,982,139	38,318,269
借入金	36,724,241	10,413,049
借入金	16,322,118	12,147,231
借入金	14,412,819	18,207,018
借入金	772,236,438	509,208,718

1) (今後の対応策等)
 令和4年度徴収確保対策に基づき、徴収率向上を目標に掲げ、職員一丸となつて滞納額縮減に次とおり取り組んでいる。
 ① 課税部門の対策
 円滑な納税を促進するため、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ納付やクレジットカード納付に加えて、スマートフォン決済アプリ「PayPay」及び「LINE Pay」による納付を可能にするなど、納税環境の充実に努めている。
 また、納期限を過ぎても納付をしない者に対して、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して、早期に徴収部門と連携を図っている。
 ② 滞納者への対策
 徴収部門において督促状発付後に一斉催告を行い、それでも納付をしない者に対しては、徹底した財産調査による早期の差し押さえを執行している。特にマイヤロツクや捜索については重点期間を設けて集中的に実施している。差し押さえた財産の換価については、インターネット公示や市町村との合同公示により効率的な換価に努めている。
 また、高額困難案件については、専門に担当する部署を設け、様々な滞納整理手法

により徴収を図っている。
 ③ 個人県民税の徴収対策
 県税滞納総額のうち大部分を占める個人県民税については、山梨県地方税滞納整理機構による次の取組を行い、市町村と連携して徴収を図っている。
 ・地方税法第48条の規定による直接徴収
 ・総合県税事務所職員由市町村派遣による市町村徴収対策の支援
 ・市町村職員の総合県税事務所への受入れによる派遣元市町村の個人住民税等の滞納整理(令和4年度は6市町から6名を受入)
 ・市町村との共同文書催告の実施
 令和4年度については、徴収率99.2%以上を目標に定め、職員一同、その達成に向けて取り組みを強化している。
 2) (発生原因の検証結果)
 ①については、勤務状況システムにおいて、当該職員が一旦決裁を受けた後、当初予定していた振替日を同一週以外の日に変更したが、給与事務担当者による変更の情報が伝わらず、修正入力を行わなかったことが原因である。
 ②については、やむを得ない事情で週休日の振替ができなかった当該職員が、勤務状況システムへの時間外勤務の申請入力を正しく行わなかったことが原因である。
 (今後の対応策等)
 指摘があつた時間外勤務手当については、対象職員に連絡する是正措置を行った。再発防止対策として、総合県税事務所において集中業務を行っている所属(総合県税事務所、計量検定所及び流域下水道事務所)の全職員に対し、週休日の振替制度を周知し、勤務状況システムに正しく入力を行うことを徹底させるとともに、振替日を同一週以外の日に設定する場合は、必ず給与事務担当者に連絡することも徹底させるようにする。
 また、週休日の振替状況の管理を給与事務担当者だけに任せるとはならず、担当課の課長等上司も含めて組織的にチェックする体制を構築することにより、このようなミスを防ぐこととする。
 3) (発生原因の検証結果)
 認定を誤った職員は、令和4年度当初の4月1日から本庁の新型コロナウイルス対策グループに派遣された職員で、5月5日までの兼務発令が出ていたので、本来であれば、通

2) 週休日に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。
 ① やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあつた。
 ② 支給区分を誤り、過少に支払われているものがあつた。
 3) 通勤手当の認定において、支給開始月を誤つたため、過少に支払われているものがあつた。

<p>勤手当の支給開始月を6月にすべきところ、当該職員から兼職は4月までであるとの申し出を受け、5月にしてしまったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等) 指摘があった通勤手当については、追給による是正措置を行った。</p> <p>今後、派遣があった場合の通勤手当の支給開始月を認定する際は、発令通知の内容を確認することを徹底する。</p>
--

<p>監査対象機関 福祉保健部 中北保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月</p> <p>監査実施日 令和4年11月30日、令和5年1月10日</p> <p>監査の結果</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) (今後の対応策等) 福祉資金の未収金については、長期未償還者や高額滞納者に対して、訪問、手紙、電話、面談、住所調査等の措置を講じ、重点的に交渉を行った。連帯保証人との交渉も積極的にを行い、未収金の回収に取り組んだ。今後も滞納者個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>監査日から令和5年2月末日までの収納状況は次のとおり。</p> <p>〔一般会計〕 父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 令和4年度分 54,750円 令和5年度分 25,082,089円 合計 先数 48件 25,136,839円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 令和4年度分 先数 6件 268,505円 令和5年度分 先数 6件 2,276,031円 令和5年度分 先数 2件 83,292円</p>
--	--

監査対象機関	福祉保健部	峡東保健福祉事務所
--------	-------	-----------

<p>監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月</p> <p>監査実施日 令和4年11月18日、12月22日</p> <p>監査の結果</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) (今後の対応策等) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。併せて、必要に応じて市町村等の関係機関(市、ハローワーク、フードバンク等)へつなげ、借入者の生活自体の安定を目指すための就業や生活支援を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。</p> <p>○収入未済の状況(65.2.28現在) 〔特別会計〕 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 令和4年度分 (収納済 60,400円) 令和5年度分 (収納済 74,499円) 合計 先数 6件 3,002,416円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 令和4年度分 先数 1件 98,321円 令和5年度分 先数 1件 98,321円 (収納済 0円)</p>
---	---

<p>監査対象機関 福祉保健部 峡南保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月</p> <p>監査実施日 令和4年11月28日、令和5年1月10日</p> <p>監査の結果</p>	<p>監査の結果</p> <p>1) (今後の対応策等) 〔一般会計〕 生活保護費返還金 令和4年度分 22,521,768円 令和5年度分 3,014,361円 令和5年度分 先数 66件 25,536,129円</p> <p>〔特別会計〕 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 令和4年度分 3,946,645円 令和5年度分 212,202円 令和5年度分 先数 14件 4,158,847円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 令和5年度分 先数 1件 8,458円</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部	峡東保健福祉事務所
--------	-------	-----------